

4. パーキングパーミット制度未導入の地方公共団体における取組等について

(1) 制度以外の取組について

制度以外の障害者等用駐車区画の適正利用の取組の具体例としては、駐車場を設置・管理する事業者向けのガイドラインの作成や、ポスターやリーフレットによる普及啓発、ラジオ等を活用した適正利用の呼びかけ、障害者等用駐車区画の床面塗装（青色など）の取組等を実施している。また、このような取組について、多くの地方公共団体が障害者等用駐車区画の適正利用が促進されたと評価している。

その他、民間事業者の取組として、障害者専用駐車区画の入り口にゲートを設け、登録車両のみが駐車できる区画を確保している事例があり、利用者からのクレームが減るなどの効果をあげている。また、幅の広い駐車区画に隣接する場所に高齢者専用や、チャイルドシート専用の駐車区画を設ける取組もある。

(2) 制度を導入しない理由について

制度を導入しておらず、今後も導入する予定のない地方公共団体においては、導入しない主な理由として、

- ・既に他の障害者等用駐車区画の適正利用の取組を実施していること
- ・利用対象者数が多く、利用証の発行手続き等の行政の事務の負担が大きいものに対して、それに見合う普及啓発活動以上の適正利用の促進効果が見込まれないこと
- ・利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること

があげられている。

また、都市部では鉄道やバスといった公共交通が整備されており、公共交通のバリアフリー化に対するニーズのほうが高いことから、まずはそちらの整備を優先すべきと考えているといった意見の地方公共団体もある。